

スイス農業政策及びスイス農薬規制

3

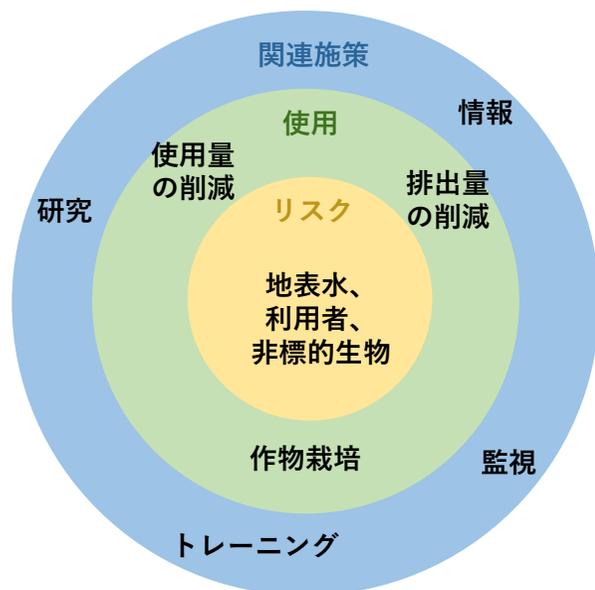
2. スイスにおける農薬政策

- (1) スイスにおける農薬に関する目標設定
- (2) 農薬規制の導入
- (3) 直接支払い制度における環境要件（PER）の強化

植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画（2017年）

- スイスは、2017年9月に「植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画」を採択した。本行動計画では、2027年までに植物保護製品使用によるリスクを半減させ、化学植物保護製品に変わる作物防除を推進することを目的としている
- 上述の目標を達成するために8つの重点目標と13の具体的な中間目標が定められている。これらの目標を達成するためにリスク（地表水、使用者、非標的生物に対するもの）、使用（使用と排出の削減、作物の防御）、関連施策（情報、監視、研究、訓練・普及）と50以上の対策が策定されている
- 行動計画の進捗は、毎年報告が実施されており、達成度合いについての評価レポートが提示される。ちょうど中間年にあたる2022年までの状況を中間評価結果として取りまとめたレポートは、2023年に公表された
- なお、2021年に採択された「植物保護製品使用リスク低減のための議会発議」は、本行動計画の目標に沿うものとなっている

行動計画における措置の構造



2022年（中間年）時点の目標の要約と現状

対象	状況
地表水のリスクを50%削減する	達成見込み
地下水のリスクを50%削減する	達成
特にリスクの高い可能性のある PPP の使用を 2027 年までに 30% 削減する	達成見込み
排出量を 2027 年までに 25% 削減	達成見込み
2020 年までに食品中の複数の残留農薬を評価	達成見込み
業務用利用者に対する保護対策に関するより詳細な情報	達成
2022 年以降の非業務用利用の制限	達成
半自然生息地のためのリスク指標の開発	達成
半自然生息地への排出量の75%削減	達成見込み
土壌中の関連する PPP の残留物の定期的なモニタリング	達成見込み
土壌に残留する PPP の使用量の半減	部分的に達成
基準値を超える河川距離の半減	部分的に達成
すべての関連作物に対する十分に効果的な植物保護戦略	部分的に達成

(注) 本計画でいう「植物保護製品の流出」とはドリフト（＝植物保護製品散布時に目的作物以外に植物保護製品がかかってしまうこと）やウォッシュアウト（＝雨や散水等で植物保護製品が流出してしまうこと）を指している

(（出所） スイス連邦農業庁 HP 「Aktionsplan Pflanzenschutzmittel (2025年2月19日閲覧)」及び「Aktionsplan Pflanzenschutzmittel und Bundesgesetz über die Verminderung der Risiken durch den Einsatz von Pestiziden Zwischenbericht zur Umsetzung 2017-2022」より作成

植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画（2017年）

行動計画で定められる8つの重点目標と13の中間目標

8つの重点目標		13の中間目標	
1	植物保護製品の利用を削減・制限し、排出量を削減することで、植物保護製品のリスクを半減する	1	特にリスクの高い植物保護製品の使用を2012年から2015年の期間と比較して、2027年までに30%削減する
		2	植物保護製品の流出 ^(注) を2012年から2015年の期間と比較して、2027年までに25%削減する
2	現行の消費者保護を維持若しくは改善する	3	動植物性食品に含まれる複数の植物保護製品残留物について、国際的に実施された累積暴露評価が、スイスに適用可能か2020年までに検討する
3	植物保護製品の使用による職業従事者の慢性疾患リスク、および植物保護製品が散布された作物の収穫作業に従事する労働者の慢性疾患リスクを、長期的に大幅に減少する	4	2020年までに、使用者及び川下の労働者に対する所定の保護措置に関する情報の形式、質、入手可能性を改善する
4	植物保護製品の職業従事者以外の利用者の保護を改善する	5	2022年以降、職業従事者以外は、特別に許可された製品のみ購入可能に制限する
5	地表水および地下水が有害な影響から保護され、水保護条例の付属書に示された水質要件を満たす	6	水生生物のリスクポテンシャルが、2012年から2015年の平均と比較して、2027年までに50%削減する
		7	水保護条例に基づく水質に関する数値要件が超過しているスイスの河川網の区間の長さを、2027年までに半減させる
		8	2027年までに、植物保護製品の分解生成物による地下水の汚染を、2017年の水準と比較して大幅に減少させる
6	非標的生物を、植物保護製品使用による悪影響から効果的に保護する。 在来野生生物や自然に近い生息地に対するリスクが高い植物保護製品の使用を削減する	9	2023年までに自然生息地に近い場所での排出量を75%削減し、非標的生物の保護を強化する
		10	2023年までに半自然生息地の適切なリスク指標を策定する
7	土壌の肥沃度に対する長期にわたる悪影響をなくし、土壌へのリスクが高い可能性のある植物保護製品の使用を削減する	11	土壌中に残留する（推定半減期（DT ₅₀ ）>6ヶ月）植物保護製品の使用が、2012年から2015年の期間と比較して、2027年までに50%削減する
		12	土壌中の関連植物保護製品の残留物およびその分解生成物は2020年までに特定され、2020年以降は定期的にレビューされる
8	効果的な作物保護対策により、農業事業者は資源効率的に生産し、起業家精神を発揮し、市場と量的・質的に足並みを揃えることを可能にする	13	2027年までに、非化学的方法を含む、すべての関連作物に対して、十分に効果的な作物保護戦略が利用可能にする

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

- 2021年には、農薬に関するリスクの低減に関する連邦法^(注)（農薬リスク削減法）が改正された。化学品法、水保護法、農業法の各法律の一部改正から成っている
 - ▶ 農業政策の方向性報告書で報告されたとおり、議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」に基づいたものである
- 本改正により、生産者は植物保護製品購入・使用についてオンラインプラットフォームを通じて政府への報告義務が発生する。なお、スイスの農業の統括組織であるイス農民連合は本改正に関して、管理業務の増加を防ぐために上述のオンラインプラットフォームのユーザビリティの向上が、必要不可欠だとしている

2021年の農薬リスク削減法改正事項の概要

化学品法 改正概要

- 殺生物剤の届出要件（第10a条）：殺生物剤を市販する者は、市販に関するデータを国に提供する義務
- 殺生物剤の仕様に関する中央情報システム（第10b条）：連邦政府は、殺生物剤の使用を記録するシステムを運営
- 農薬は、その使用目的が、人、動物、環境に許容できないほどの悪影響を及ぼさない場合に認可（第11条）
- 殺生物剤の使用によるリスク低減（第25a条）：連邦議会は、2023年までにリスク領域、リスクの削減目標、目標達成度の計算方法を決定

水保護法 改正概要

- 農薬及び殺生物製品の認可の再検討（第9条）：再検討が求められる要件、規制値（詳細割愛）を規定。規制値を達成できない場合には、認可取消。ただし、農産物の国内供給に著しい影響を及ぼす場合には、限られた期間のみ取消を免除
- 飲用水採取域内について（第27条）：飲料水取水域内では、有効成分及び分解生成物の濃度が地下水で0.1 μg/lを超えない農薬のみが使用可

農業法 改正概要

- 養分素の損失（第6a条）：農業による窒素及びリンの損失は、2014年から2016年の平均値と比較して2030年までに削減。これに伴う、削減目標及び、目標達成の計算方法を規定
- 農薬使用によるリスクの削減（第6b条）：表流水と自然に近い生息地のリスク及び地下水汚染は、2012年から2015年の平均値と比較して2027年までに50%削減。関係業界及び生産者団体はリスク削減のための措置を講じ、実施状況を政府に報告
- 養分供給の通知義務（第164a条）：飼料及び肥料の供給は連邦政府に通知されなければならない。これにより、連邦政府は全国及び地域の養分素過剰を計算することが出来る

(注) Bundesgesetz über die Verminderung der Risiken durch den Einsatz von Pestizidenを指す

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

- 本改正により変更になった各法の条文を本ページ以降、詳述する
- 化学品法においては、主に販売～使用に関してデータを連邦に報告させる点が追加されているとともに、農薬の認可基準において飲料水及び地表水に関する新たな要件を設け、既に認可を受けている農薬については認可の再検討の対象となる旨が示されている
- 水保護法の変更部分については、化学品法で規定された農薬の飲料水及び地表水に与える影響について追加要件が盛り込まれている
- 農業法に関しては、農薬の使用による飲料水、地表水へのリスクの削減に加えて、主として国として肥料投入量の削減、生産者に対しては肥料投入量の報告義務を課すことが追加された

化学品法変更部分

条項	条項名	条文
第10a条	殺生物性製品の届出要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 殺生物製品を販売する者は誰でも市販に関するデータを連邦に提出する義務がある 2. 特に連邦議会は、どのデータを収集し、どの期間に通知すべきかを決定する
第10b条	殺生物性製品の使用に関する中央情報システム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連邦政府は、職業的及び職業な使用者による殺生物性製品の使用を記録するための中央情報システムを運営 2. 職業的及び職業的な使用者はリスクの高い領域での使用を当該情報システムに記録しなくてはならない。なお、「リスクの高い領域」については連邦評議会が定める <ol style="list-style-type: none"> a. 次の組織及び個人は法的義務の一部として、当該情報システム内のデータにオンラインでアクセスが可能関係する連邦機関：それぞれの管轄区域における執行の支援のため b. 州の執行機関及びその監督のもとで検査を行う事業所：それぞれの管轄区域における任務の遂行のため c. 使用者自身：自身に関連するデータにアクセスするため d. 使用者から権限を与えられた第三者
第11条 (1) 1	植物保護製品の承認	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬は、特にその使用目的が人の健康、飼育動物及び家畜又は環境に許容できない悪影響を及ぼさない場合に認可される
第25a条 (追加)	殺生物性製品の使用によるリスクの低減	<ol style="list-style-type: none"> 1. 殺生物性製製品の使用による人間、動物、環境へのリスクを削減し、飲料水、表流水、地下水の品質を向上することを旨とする 2. 連邦評議会は2023年までに以下を決定する <ol style="list-style-type: none"> a. 重要なリスク領域 b. これらの領域における許容できないリスクの削減目標 c. 目標達成度を計算する手法

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

水保護法変更部分

条項	条項名	条文
第9条 (1)、 3~6	物質の排出および浸透に 関する連邦参事会の規則	<p>3. 農薬及び殺生物性製品の認可は以下の場合に再検討されなければならない</p> <p>a. 飲料水として使用される水、又は、飲料水として使用されることが想定された水において、農薬又はその分解生成物が規制値（0.1 µg / L）を繰り返し、広範囲に超えている。若しくは</p> <p>b. 地表水で、生体毒性的に正当化された農薬の規制値を繰り返し、広範囲に超えている</p> <p>4. 新しい許可を得るためには、規制値を下回っていることを保証する必要がある</p> <p>5. 適用要件によって規制値への適合をすることが出来ない場合には、関連する農薬の認可、又は農薬の場合には、活性物質の認可を取り消さなければならない</p> <p>6. 5. の規定に基づく措置が、重要な農産物の国内供給に著しい影響を及ぼす場合には、連邦評議会は、限られた期間で認可または免許の撤回を差し控えることができる</p>
第27条 (1) 1bis	土地管理	1. 地下水中での使用により、活性物質及び分解生成物の濃度が0.1 µg/lを超えない農薬のみを、飲料水集水域の流入域で使用することができる。

農業法変更部分（次頁続く）

条項	条項名	条文
第6a条	養分の削減	<p>1. 農業における窒素とリンは、2030年までに、2014年から2016年の平均値と比較して十分に削減される</p> <p>2. 連邦評議会は、削減目標及び目標達成の計算手法を定める。この際、輸入化学肥料の代替として、国内の農場肥料及びバイオマスに基づく養分素の利用促進を目指す目標にも配慮し、環境及び経済の枠組み条件を考慮する。連邦評議会は、その決定に際して、各州、関係業界及び生産者団体、並びにその他の関係者の意見を聴取する。また、その報告方法を規定する</p> <p>3. 関係する業界及び生産者団体、並びにその他の関係者は、必要な削減措置を講じ、それらが実施した措置の種類及び効果について定期的に連邦政府に報告することが可能</p> <p>4. 連邦評議会は、第2項及び第3項に従って組織を指定することが出来る</p> <p>5. 窒素やリンの損失を減らすための対策の検討、結果のモニタリング、助言の提供など、個々の業務を民間機関に委任し、その活動を財政的に支援することもできる</p>

農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法（農薬リスク削減法）

条項	条項名	条文
第6b条	農薬の使用によるリスクの低減	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬の使用による人間、動物、及び環境へのリスクを削減し、飲料水、地表水、及び地下水の品質を向上させることを目指す 2. 地表水と自然に近い生息地のリスク及び地下水汚染は、2012から2015年の平均値と比較して2027年間までに50%削減されなければならない。リスクが依然として許容できない場合、連邦評議会は2027年以降の更なる削減目標を設定できる 3. 連邦評議会は第2項の目標達成を計算するための指標を定める。これらの指標は様々な農薬の毒性と使用量を考慮に入れる。そのために、連邦評議会は第165f条bisの情報システムのデータを使用する 4. 連邦評議会は他のリスク領域に対するリスク削減の目標値を定めることができる 5. 関係する業界及び生産者団体、並びにその他関係者はリスク削減のための措置を講じ、それらが実施した措置の種類及び効果について定期的に連邦政府に報告することが可能 6. 連邦評議会は第5項に従って組織を指定することができる 7. 連邦評議会は、リスク削減のための措置の検証、結果のモニタリング、助言の提供など、個々の業務を民間機関に委任し、その活動を財政的に支援することもできる 8. 第2項の削減目標が達成されないことが予見される場合、連邦評議会は遅くとも期限の2年前までに必要な措置を講じる。特にリスクが高い有効成分の承認を取り消すこともある
第164a条	養分供給の通知義務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼料及び肥料の供給は、国的及び地域の養分過剰を把握するために連邦政府に報告しなければならない 2. 連邦評議会は、通知義務者の範囲を定め、特に収集すべきデータの内容及びどの期間に報告するかを規定する
第164b条	農薬の通知義務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬を市販するものは誰でも、市販に関するデータを連邦に通知する義務がある 2. 特に連邦議会は、どのデータを収集し、どの当局に通知すべきかを決定する
第165f条bis	中央情報システムによる農薬使用の管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連邦政府は職業及び業務で農薬を使用するもの、及び公共団体による使用を記録するための中央情報システムを運営する 2. 職業又は業務で農薬を使用する者は、その仕様を情報システムに記録しなければならない 3. 法定の任務の範囲内で、次の機関及び個人は情報システム内のデータにオンラインでアクセスできる <ol style="list-style-type: none"> a. 関係する連邦機関：それぞれの管轄区域における執行の支援のため b. 州の執行機関及びその監督のもとで検査を行う事業所：それぞれの管轄区域における任務の遂行のため c. 使用者自身：自身に関連するデータにアクセスするため d. 使用者から権限を与えられた第三者
第165g条 導入文	運用規則	<p>連邦評議会は、第165c条から第165f条までの情報システムについて特に以下の事項を規定する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本法は任意国民投票に付される 2. 連邦評議会が発効日を定める

持続可能な農業のための条例パッケージ (2022年)

- 農薬使用に関するリスクの低減に関する連邦法のうち、農業法に基づく変更をより具体的に実施するために、2022年に「持続可能な農業のための条例パッケージ」が採択された
- 条例パッケージは「水質保護の向上」、「窒素・リンの削減」、「デジタル化による追跡性の向上」から成り、「水質保護の向上」については、直接支払いの支払条件にも言及している

持続可能な農業のための条例パッケージの概要

水質保護の向上

- 採択された措置の一部は直接支払いを受けるすべての事業者が満たさなければならない
- 潜在的なリスクの高い活性物質を含む農薬は使用不可 (2023年1月～)
- 更に生産者は、薬剤を処理した圃場外への農薬の拡散を抑制しなくてはならない
- ただし、新たな直接支払い制度により、高地や特別栽培作物における農薬使用を削減するための経済的インセンティブが与えられる

窒素・リンの削減

- 2030年までに窒素及びリンの20%の削減目標を掲げている
- これを達成するため、2024年以降、糞尿収支の計算における10%の許容マージンを廃止する
- さらに2024年からは、農場の耕地の少なくとも3.5%を生物多様性を促進するためのエリアとして使用しなければならない
- この措置の発効は、ウクライナ戦争による国際供給への影響のため、**2024年まで延期**された

デジタル化による追跡性の向上

- 今後、資料や肥料の供給、農薬の販売や仕様はより適切に記録され報告される必要がある
- 収集されたデータは連邦及び農業部門により確かな情報基盤となる
- これにより、農業経営を改善し、環境目標を達成するためにとるべき対策をより効果的に選択することが出来るようになる

持続可能な農業のための条例パッケージ (2022年)

● 「持続可能な農業のための条例パッケージ」のうち、直接支払いに関連する部分を下表のとおり抜粋した

持続可能な農業のための条例パッケージにおける直接支払いに関連する記載 (次頁に続く)

項目	概要
生態学的要件のうち 農薬	<ul style="list-style-type: none"> リスクの高い活性物質は原則として使用しない。リスクが低い活性物質に置き換えが出来な場合は、州からの特別な許可若しくはスイス連邦農業局 (OFAG) の認可に基づき仕様が可能になる。許可については、直接支払い条令で定める 生産者は農薬が風に飛ばされたり、雨で流出しないように対策を取る必要がある。本対策は食品安全局 (OSAV) の農薬認証サービスの指示に記載されている※2023年はこれを遵守しなかった場合でも支払が減額されない 400 L以上の容量を持つトラクタや自走式のスプレイヤーには清水タンクと自動内部洗浄システムを装備する必要がある
生態学的要件のうち 肥料の使用量	<ul style="list-style-type: none"> 窒素とリンの使用量に対する10%の誤差範囲は2024年に廃止。したがって、2024年の肥料使用量の計算は最大100%以内に収める必要がある
生態学的要件のうち 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 平地や丘陵地帯で3 ha以上の耕作地を所有している場合、少なくともこれら耕作地のうち3.5%を生物多様性を促進するための面積として利用しなければならない (2024年1月～)
生産方式支払	<ul style="list-style-type: none"> 生産者は農薬使用を減らすために次の5つの対策の内いずれかを選択することが出来る <ol style="list-style-type: none"> 現在の大規模作物に対する広範な生産の奨励は、より多くの作物に提供され、haごとに異なる支払が支給される 年間の野菜や小果実の栽培で、殺虫剤やダニ駆除剤を使用しないことが奨励される ブドウ栽培、果樹栽培、多年生の小果実の栽培では、開花後に殺虫剤、ダニ駆除剤、殺菌剤を使用しない場合に金銭的な支援が行われる。有機農業の規則に従った農薬の使用は引き続き可能。更に銅の何件使用量は有機農業で許可されている量余地も低く制限される 露地栽培や多年生作物での除草剤不使用は、これまで資源効率の改善のために支援されてきたが、今後も計画・発展する。個別の植物や帯状の処理は大規模作物、ブドウ栽培、果樹栽培で許可される 有機農業でな生産者も、ブドウ栽培、果樹栽培、多年生の小果実栽培、パーマカルチャーで有機農業のガイドラインに従った肥料や農薬だけを使用する場合、支援を受けられる。この場合には最大8年間支払われる 生産者は多年生の作物、露地栽培の1年生作物、1年生の小果実の農薬不使用プログラムに参加するためには作物の面積を申告する。これにより、少なくとも4年間参加できる。粗放的生産の場合には、生産者は特定の作物のすべての区画を申請し、1年間参加できる 土壌の肥沃度を向上させるために、適切な土壌被覆や土壌を保護する技術が奨励される。粗放的栽培では、収穫から次の作物の種まきや緑肥の種まきまでの期間は最大で7週間に限られる。土壌を保護する技術に葉、例えば直播や敷き藁の下での播種が支援されている。なお、この支払を受ける生産者は、これらの対策を少なくとも4年間連続して実施する必要がある 新たな取組として、耕地での窒素の効率的な利用が促進される。これは温室効果ガスやアンモニアの排出量、加えて窒素の余剰を減らすことを目指す。窒素肥料のバランスを90%以下に抑えた農場は、その農地に対して支払を受け取ることが出来る

持続可能な農業のための条例パッケージ (2022年)

項目	概要
生産方式支払	<ul style="list-style-type: none"> 牛の放牧に関する支援は、放牧を促進するための支払が増える予定である。5～10月の間は、牛が1日の資料のうち少なくとも70%を放牧で接種する必要がある。また、11～4月の間は月に少なくとも22回は外に出すことが求められる。現在の牛のSRPAプログラムでは5月から10月の放牧日には1頭当たり少なくとも4 aの放牧地が必要である 牛の生産寿命を長くすることが求められる。過去3年間に牧場で屠畜牛の平均分娩回数が生産的な寿命を計算する際の決定要因となる。乳牛の場合、平均して3回以上の分娩が報告されている場合、その他の牛については4回以上の分娩が報告された場合に支払を受けられる
生物多様性支払	<ul style="list-style-type: none"> 新しい種類の生物多様性促進区域「間隔をあけた播種行列の穀物 (Cé-réales en lignes de semis espacées)」は、雑草性の植物や特定の哺乳動物、鳥類 (例えば、地面に巣をつくる野兎鳥) に有益である。この対策では、農薬の使用禁止が規定されてないため、間隔をあけた播種行列の穀物は、農薬の使用をしない他の対策と組み合わせることが可能である。しかしながら、これらの区域は2023年には、まだ生物多様性促進区域の適切な面積として計算されない
資源効率支払	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の正確な適用技術を提供する機器の購入に対する財政的支援は2年間延長され、2024年末まで実施 窒素分を提言した豚の二段階給餌の奨励は、同じ貢献額で2026年末まで継続される。ただし、要件は動物のカテゴリ毎に異なる。豚の肥育においては、2024年から少なくとも粗タンパク質含有量が異なる二種類の飼料を使用する必要がある
供給保証支払	<ul style="list-style-type: none"> 供給の安全性に対する基本的な補助金は、900フラン/ haから600フラン/ haに引き下げられる。恒常的な牧草地の生物多様性促進面積に対する金額は、450フラン/ haから300フラン/ haに引き下げられる 難条件での生産に対する補助金は、丘陵地帯から山岳地帯IVまでの地域で150フラン/ haから230フラン/ haに引き上げられる
制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 標準労働単位の数に基づく直接支払いの制限と、生物多様性の品質レベルIの寄付金の制限が撤廃される

「持続可能な農業のための条例パッケージ」の採択に対する業界団体の声

- スイス農民連盟は、スイスの農業の統括組織であり、25の州立専門組織と多様な業界団体によって構成される団体である。スイス農民連盟は本条例パッケージの規則決定に対して、“理解ができない”とする公開書簡を連邦評議員に送付した
- 同団体は、本条例パッケージが生産者への負担（コスト含む）を無視し、国の食料生産能力を弱体化させているとしている。公開書簡の概要は以下のとおりである

スイス農民連盟からの公開書簡概要

1. 主な影響を受ける当事者を無視した政策

- 農業者や政策を実施する州の意見が十分に考慮されず、関係者の理解と協力を得られない
- 農業者や州に対して、過剰かつ処理困難な行政負担を課している
- 農業セクターの自主的な実行意欲を削ぐ結果となる

2. 協議結果および議会の決定を無視

- 窒素の養分素ロス削減目標として20%が設定されたが、協議では現実的な10%削減が求められていた
- 議会は20%削減案を明確に否定し、現実的な目標を業界と協力して設定するよう連邦評議会に求めていたが、それが反映されていない
- 業界は現在、達成困難で非現実的な目標に直面している

3. 地政学的文脈における国内食品生産の弱体化

- ウクライナ戦争による国際農産物市場の不安定性を無視し、国内食品生産が大きく弱体化される政策を進めている
- 3.5%の耕作地を生物多様性促進区域 (BFF) として義務化することで、約1万haの高品質な耕作地が食品生産から除外される
- 国際市場に頼る「豊かなスイス」としての姿勢は、国際的な食料システムにおける責任を果たしていない